



イベント盛りだくさん  
秋の大通り宿場まつり

時11月3日(日・祝) 午前11時～午後4時  
場大社町西交差点～広小路踏切(歩行者天国)

■オープニングセレモニー

午前11時30分から(本町タワー前)

■イベント

和服でおいで 和服で来場した人には、お休み処で  
茶菓子を無料でサービス、記念の無料写真撮影

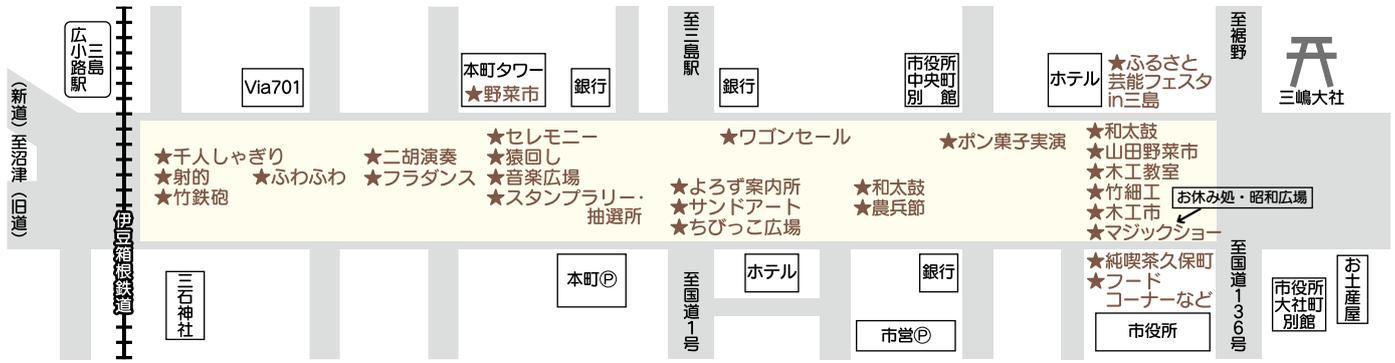
昭和広場 めんこ、ベーゴマ、けん玉など

その他 野菜市、マジックショーなど

問三島大通り商店街まつり実行委員会 Via701 内

☎ 976・0038

問商工観光課 ☎ 983・2655



今、憲法を学ぶ  
「まぼろしの憲法改正1946」

第2回図書館講座にお越しください

全3回で開催している図書館講座の第2回目は、明治憲法について研究をされている方を講師にお招きして憲法の歴史についてお話いただきます。

時11月2日(土)午後2時～3時30分

場生涯学習センター3階 講義室

講川口暁弘さん(北海道大学大学院文学研究院准教授)

定150人※当日先着順

問図書館 ☎ 983・0880

■第3回図書館講座予告

「人生100年時代!どのような人生を送りたいですか?—医療や介護予防・社会保障の観点から一緒に考えましょう—」

時11月11日(土)午後2時～3時30分

場生涯学習センター3階 講義室



菊まつり開催記念・特別講演  
仁和寺と楽寿園のものがたり

時11月2日(土)午後1時30分～2時30分

場楽寿園

内10月30日(木)から開催される第67回楽寿園菊まつりのテーマ「仁和寺」から吉田執行長が来訪。楽寿園を別邸として造営され、仁和寺の門跡を務められたことのある小松宮彰仁親王のことなど、歴史にまつわるお話をしていただきます。

講仁和寺執行長: 吉田正裕さん

費無料(入園料別途が必要)

対高校生以上

定30人

※応募者多数時抽選

問・問10月26日(土)までに、楽寿園 ☎ 975・2570

※菊まつりについては28頁をご覧ください



申込時の【基本事項】 ①事業名②郵便番号・住所③電話番号④参加者全員

の氏名(ふりがな)、人数、年齢、⑤返信用あて名(往復はがきの場合)

募集

中学生・高校生向け体験講座  
「ジュニアプラザ」受講生募集

講座	マジック講座 「あなたもできる！ 簡単マジック」	お絵かきワーク ショップ 「CAFEの定番 スイーツを描こう」	ケーキ作り講座 「いちごのふわふ わカップケーキを つくろう」
日時	11月23日(土・祝) 午後1時30分～3時	11月24日(日) 午後1時30分～3時	12月15日(日) 午後1時30分～4時
場所	生涯学習センター		
講師	三島マジッククラブ 高田博子さん	イラストレーター mokoさん	ガトードゥママン 木野村菜穂子さん 神林敦子さん
費用	無料	参加費500円	
申込	11月8日(金)まで		11月29日(金)まで

対市内在住・在学の中学生・高校生

定各回 15 人（複数申込可）

用申込書（生涯学習課備え付け）または下の【基本事項】と性別、学校名、学年を F A X、はがきに記入し、生涯学習課

☎ 411・0035 大宮町 1・8・38、FAX 983・0870 

問生涯学習課 ☎ 983・0883

募集

11 月は「子供・若者育成支援強調月間」  
青少年の健全育成のために

■ 青少年健全育成セミナー

時 11 月 15 日(金)午後 3 時～4 時 40 分

場 生涯学習センター 3 階講義室

内 健全育成活動功労者等の表彰、講演「思春期の繊細な心を理解する」、声掛け運動の実践（三島駅前）  
調丹澤潔さん（NPO 法人静岡こころのサポートセンター 理事長）

申・問生涯学習課 ☎ 983・0883

■ 「地域の青少年声掛け運動」参加者募集（随時）

大人から進んであいさつする、ほめる、認める、感謝する一言から、青少年とのかかわりが深まります。

用生涯学習課 ☎ 983・0883（随時募集）

■ 子供・若者にかかわる相談

さまざまな悩みを抱える青少年（25 歳くらいまで）やその家族の相談を受け付けています。

相談先 青少年相談室 ☎ 983・0886

問生涯学習課 ☎ 983・0883

情報

申請はお済みですか  
プレミアム付商品券

プレミアム付商品券の購入対象者のうち、令和元年度の住民税が非課税の人には 8 月中旬ごろに申請書を送付済です。申請には期限があるため、購入希望の人は申請書をご提出ください。

申請書を送付した人（次の要件を全て満たす人）

- ・ 2019 年 1 月 1 日時点で、三島市に住民票がある人
- ・ 2019 年度分の住民税が課税されていない人
- ・ 2019 年度分の住民税が課税されている人が同じ世帯にいない人
- ・ 2019 年度分の住民税が課税されている人に扶養されていない人
- ・ 生活保護を受けていない人

用 11 月 29 日(金)必着で申請書を同封の返信用封筒で送付または事務局へ持参

問三島市プレミアム付商品券事務局

市役所大社町別館 1 階 炊出し訓練室 ☎ 975・3737

問商工観光課 ☎ 983・2655

情報

病気やけがで障がいを負ったら  
障害基礎年金の受給を

国民年金には、病気やけがによって障がいを負った場合に年金を受給できる制度があります。

対象 以下のすべてに該当する人

- ①障がいの原因となった病気やけがの初診日が国民年金加入期間、または 20 歳以前、または 60 歳以上 65 歳未満の期間にある
- ②障がいの程度が国民年金法で定めた 1 級または 2 級に該当する
- ③保険料納付要件を満たしている

保険料納付要件 以下のどちらかに該当する人

- 初診日の前々月までの期間のうち①3 分の 2 以上の期間、保険料が納付または免除されている
- ②直近 1 年間に未納がない

※初診日が 20 歳以前の場合は上記の納付要件は必要なし。老齢基礎年金を繰り上げ受給した場合は不可  
問保険年金課国民年金係 ☎ 983・2606

問三島年金事務所 ☎ 973・1166



 と記載の記事は、この QR コードからも申込みできます。

詳しくは、市ホームページ (<http://www.city.mishima.shizuoka.jp/shinsei.html>)